

漬物製造における  
HACCPの考え方を取り入れた安全・安心なものづくり  
(小規模事業者向け衛生管理の手引書)



平成30年 3月

全日本漬物協同組合連合会

## 目 次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| I   | はじめに                      | 1  |
| II  | HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画について | 2  |
| III | 衛生管理計画の作成について             |    |
| 1.  | 農産物漬物製造における衛生管理計画について     | 3  |
| 2.  | 漬物の分類（例）                  | 7  |
| 3.  | 漬物の製造工程（例）                | 9  |
| 4.  | 危害の原因物質と発生要因              | 13 |
| 5.  | 一般衛生管理のポイント               | 14 |
| (1) | 日常点検                      | 14 |
| (2) | 定期点検                      | 15 |
| 6.  | 一般衛生管理の説明                 |    |
| (1) | 5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）      | 17 |
| (2) | 従業員の衛生管理                  | 17 |
| (3) | 製造環境の衛生管理                 | 19 |
| (4) | 記録の必要性                    | 22 |
| (5) | 食品取扱者の教育・訓練               | 23 |
| (6) | 保健所への報告                   | 23 |
| IV  | 様式                        |    |
| 1.  | 農産物漬物製造における衛生管理計画         | 25 |
| 2.  | 一般衛生管理の実施記録表              | 26 |
| 3.  | 参考帳票例                     | 27 |
| 4.  | 参考マニュアル                   | 35 |

## I はじめに

食品衛生管理へのHACCP導入については、平成5年に国際食品規格を策定するコーデックス委員会においてガイドラインが示されてから20年以上が経過し、先進国を中心に義務化が進められてきたところです。また、HACCPによる衛生管理は我が国から輸出する食品に対する輸入国の受入れ要件とされるなど、今や国際標準となっています。

このような状況を踏まえ、我が国のフードチェーン全体でHACCPの衛生管理に取り組むこととし、すべての食品等事業者がHACCP義務化の対象とされたところです。

なお、コーデックスHACCPの7原則を要件とするHACCPに基づく衛生管理が適用されますが、この原則をそのまま実施することが困難な小規模事業者等で弾力的な運用を可能とするため、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理も併せて導入することとなりました。

漬物では、これまでも漬物が原因食品として特定された食中毒が発生しており、特に、平成24年に北海道で発生した白菜のきり漬を原因とするO157食中毒では8名の方が死亡する大事故となり、消費者に多大な不安を与え浅漬漬物の購入が長期間控えられる状況となりました。

全日本漬物協同組合連合会では、このような食中毒が二度と発生しないよう会員企業に対し毎年衛生管理月間を設定し各地で衛生管理講習会を実施することや、「HACCP手法を取り入れた浅漬及びキムチの製造・衛生管理マニュアル」を改訂するなど衛生管理には積極的に取り組んで参りました。

このため、今後のHACCPの制度化に向けて、小規模漬物事業者の衛生管理計画作成の負担を軽減し、すべての漬物製造事業者が実施可能なHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を作成することといたしました。

この手引書は、漬物製造におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手法をできるだけ分かりやすく実施しやすいものとなるよう作成しました。

この手引書により、より良い漬物製造の衛生管理が実施されて安全・安心な漬物づくりの一助となれば幸いです。

全日本漬物協同組合連合会

## Ⅱ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画について

本手引書は、HACCPの7原則をそのまま実施することが困難な小規模漬物製造事業者を対象とした、弾力的な運用を可能とするHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引です。

本手引書では、衛生管理の基本である一般衛生管理と、管理方法の異なる各種漬物をグループ分けし、それぞれのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理についてまとめました。

各経営者の皆さんは、自らが使用する原材料、製造方法、施設設備等に応じて、製造等を行っている施設ごとに、本手引書の事例を参考に、

- 1 自社の製造工程に合わせて、衛生管理計画(P25)を作成し記入します。
- 2 この計画を実施します。
- 3 一般衛生管理実施記録表(P26)及び関係帳票(P27～参照)等により、確認、記録を行います。
- 4 振り返り  
定期的(1か月など)な記録の確認などを行い、クレームや衛生上、気がついたことなど、同じようなことがある場合には、同一の原因が考えられますので対策を行います。

※いわゆるPDCAサイクルによる衛生管理を基本とします。  
(Plan【計画】、Do【実行】、Check【評価】、Act【改善】)

この手引書は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を基に、数名で漬物製造を行っている皆さんにも実施していただけるよう作成しましたので、各事業者の皆さんは、これらをよく理解し確実に実施できることを目指しましょう。

### HACCPとは？

HACCPは、食品製造事業者自らが、食中毒菌汚染や異物混入等のある食品が原因となって起きる人体への危害(Hazard)を分析(Analysis)して危害の要因を把握したうえで、食品製造の全工程の中で、それらの危害要因を除いたり、減らすため、特に重要な(Critical)管理(Control)を行なう工程(Point)を定めた製造管理を行って、製造する食品の安全性を確保しようとする方法です。

これらの用語の頭文字の合成語「HACCP」は、「ハサップ」と称され、優れた衛生管理手法とされています。

### Ⅲ 衛生管理計画の作成について

#### 1. 農産物漬物製造における衛生管理計画について

以下の事項について、施設毎に衛生管理計画を作成します。

(記載様式P25) 記載例 P5・P6

##### (1) 事業所名

施設毎に衛生管理計画を作成するため、「〇〇会社〇〇工場」等と会社名と製造所名を記載してください。

##### (2) 製造品目

自社で製造している品目を、グループごとにまとめて以下の漬物の分類の種類別（P7・8）にあてはめて、〇〇漬（調味浅漬）等と記載してください。

###### ①包装後加熱殺菌しない漬物

1) 調味浅漬 2) キムチ 3) 梅漬・梅干 4) 奈良漬

###### ②包装後加熱殺菌する漬物

1) 調味漬：醤油漬・塩漬・酢漬・からし漬 2) たくあん漬 3) 味噌漬・麹漬・もろみ漬

また、同一施設で複数の品目を製造し、その製造工程が異なる場合は、製造品目ごとに工程表などを別様として作成してください。

##### (3) 工程表

自社の製造工程について、P9～12の種類別の工程表（例）を基に記入してください。

また、P9～12の重要な管理のポイントの例を基に、重要な管理のポイントとなる工程の上に◎を付けてください。

##### (4) 一般衛生管理のポイント

P14、15の一般衛生管理のポイントについて「一般衛生管理の実施記録表」（P26）により確認を行い、問題がある場合は対処内容を記載してください。

#### (5) 重要な管理のポイント

農産物漬物製造においては、一般衛生管理を確実に行うとともに、さらに重要な管理を行う必要があります。

重要な管理のポイントとしては、

- ①食中毒の原因となるような大腸菌、黄色ブドウ球菌などの病原微生物が製品に含まれないように、洗浄・殺菌、加熱殺菌を行い管理すること
- ②異物管理は、口や胃腸に障害を与えるような金属片、ガラス片、硬質プラスチック片などの異物を見つけて取り除き、製品に含まれないよう管理することが重要です。

なお、製品によって、包装後加熱殺菌しない漬物と加熱殺菌する漬物で重要な管理のポイントは違って来ます。

包装後加熱殺菌しない漬物は、「洗浄・殺菌」と「金属検出」が、包装後加熱殺菌する漬物は、「金属検出」と「加熱殺菌」が重要な管理のポイントとなります。

それぞれ、(3)の工程表で定めた重要な管理のポイントのチェックポイントについては、P9～12の設定例及び説明（重要な管理を行うこと、又は行わない理由）を基に記入してください。

また、不適切な場合の改善措置については記載例(P5・6)を参考に、あらかじめ対応策を検討し記入してください。

さらに、確認・記録については、関係帳票類（P27～参照）に記入し実施してください。

なお、P13では、危害の原因物質と発生要因及びその管理方法の例を記載しました。

これらを参考にさらに安全・安心な農産物漬物製造における衛生管理を行いましょう。

農産物漬物製造における衛生管理計画（記載例１）

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 事業所名                   | 〇〇会社 製造所〇〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2. 製造品目                   | 白菜浅漬（調味浅漬）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3. 工程表                    | <p>※自社の製造工程について、P. 9～12 の漬物の製造工程例を参考にして工程表を作成し、重要な管理ポイントに「◎」をつけて下さい。</p> <pre> graph LR     A[原料受入] --&gt; B[保管（冷蔵）]     B --&gt; C[切断]     C --&gt; D[◎①<br/>洗浄・殺菌]     D --&gt; E[冷蔵庫内<br/>塩漬]     E --&gt; F[冷蔵庫内<br/>調味]     F --&gt; G[充填・混合]     G --&gt; H[◎②<br/>金属検出]     H --&gt; I[保管（冷蔵）]     I --&gt; J[箱詰・出荷<br/>（保冷）]     J --&gt; K[ ]     K --&gt; L[ ]     L --&gt; M[ ]     M --&gt; N[ ]     N --&gt; O[ ]                     </pre> <p>※◎印は、重要な管理のポイント</p> |
| 4. 一般衛生管理のポイント（P14～16 参照） | <p>① 日常点検<br/>（従業員の健康・衛生管理、製造環境の衛生管理、機械設備等の衛生管理）</p> <p>② 定期点検<br/>（従業員の健康・衛生管理、製造環境の衛生管理）</p> <p>※一般衛生管理の実施記録表により確認、記録して下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 5. 重要な管理のポイント（P9～12 参照）   | <p>1. 重要な管理工程のチェックポイントを記入してください。</p> <p>①洗浄・殺菌は適正に行われたか。（洗浄殺菌記録）</p> <p>②金属検出機は正常か。（金属検知器テストチェック表）</p> <p>2. 不適切な場合の改善措置をあらかじめ決めて記入してください。</p> <p>①殺菌・洗浄を止め、殺菌できなかった製品を区別する。原因を特定し、正常に殺菌できるように復旧させて、再洗浄、再殺菌を行う。</p> <p>②テストチェックでテストピースが止まらないで通過してしまった場合、金属検出ラインを止め、それまでに通過した製品を特定し、隔離、金属検出機を再調整し、再度金属検出機を通過させる。</p> <p>3. 確認・記録</p> <p>※関係帳票類（P27～参照）により確認、記録して下さい。</p>                                                                                                          |

農産物漬物製造における衛生管理計画（記載例 2）

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 事業所名                   | 〇〇会社 製造所〇〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2. 製造品目                   | きゅうりしょうゆ漬（調味漬）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 3. 工程表                    | <p>※自社の製造工程について、P. 9～12 の漬物の製造工程例を参考にして工程表を作成し、重要な管理ポイントに「◎」をつけて下さい。</p> <pre> graph LR     A[原料受入] --&gt; B[保管]     B --&gt; C[洗浄]     C --&gt; D[切断]     D --&gt; E[脱塩]     E --&gt; F[圧搾]     F --&gt; G[調味]     G --&gt; H[計量・充填]     H --&gt; I[加熱殺菌 ◎①]     I --&gt; J[冷却]     J --&gt; K[◎② 金属検出<br/>(目視)]     K --&gt; L[保管]     L --&gt; M[出荷]     M --&gt; N[ ]     N --&gt; O[ ]                     </pre> <p>※◎印は、重要な管理のポイント</p> |
| 4. 一般衛生管理のポイント（P14～16 参照） | <p>① 日常点検<br/>（従業員の健康・衛生管理、製造環境の衛生管理、機械設備等の衛生管理）</p> <p>② 定期点検<br/>（従業員の健康・衛生管理、製造環境の衛生管理）</p> <p>※一般衛生管理の実施記録表により確認、記録して下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5. 重要な管理のポイント（P9～12 参照）   | <p>1. 重要な管理工程のチェックポイントを記入して下さい。</p> <p>①加熱殺菌工程における加熱温度・時間は適正か（殺菌温度・時間記録表）</p> <p>②金属異物等はないか</p> <p>2. 不適切な場合の改善措置をあらかじめ決めて記入して下さい。</p> <p>①加熱殺菌ラインを止め、加熱できなかった製品を区別する。原因を特定し、正常に加熱できるように復旧させる。温度計、タイマーを校正する。不適合品を廃棄する。</p> <p>②製造作業中に目視検査により異常を確認したら、直ちに作業を止めて異物の除去及び裁断野菜の選別や廃棄を行う。</p> <p>3. 確認・記録</p> <p>※関係帳票類（P27～参照）により確認、記録して下さい。</p>                                                                                                   |

## 2. 漬物の分類（例）

### （１）包装後加熱殺菌しない漬物

| 種 類                                                                                                                           | 一般的な名称（例）                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 調味浅漬                                                                                                                       | 茄子・胡瓜・カブ等の野菜調味浅漬 刻み野菜漬<br>野菜塩漬 各種ぬか味噌漬<br>野沢菜漬 広島菜漬 高菜漬 おみ漬<br>砂糖しぼり大根 千枚漬 赤カブ漬<br>鮭のはさみ漬 ニシン漬 カブラずし<br>新生姜 ノンボイルたくあん |
| 2) キムチ                                                                                                                        | 浅漬キムチ 本格キムチ カクテキ                                                                                                      |
| 3) 梅漬・梅干                                                                                                                      | 梅干 調味梅干 かつお梅 小梅干<br>梅漬 調味梅漬 カリカリ梅・小梅 甘露梅                                                                              |
| 4) 奈良漬                                                                                                                        | 奈良漬 刻み奈良漬<br>ワサビ漬 山海漬                                                                                                 |
| ※調味浅漬、キムチのような浅漬は、漬床に短時日漬け込んだもので低温管理を必要とするものをいう。<br>※梅漬・梅干や酢漬けなどは、常温で7日間以上の保存性がありpH4.0以下のものをいう。<br>※奈良漬などは、発酵した漬け床に漬け込んだものをいう。 |                                                                                                                       |

### （２）包装後加熱殺菌する漬物

| 種 類      | 一般的な名称（例）                                                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 調味漬   | 福神漬 刻み醤油漬<br>にんにく漬 しその実漬 鉄砲漬<br>山牛蒡漬 山菜・キノコ醤油漬<br>甘酢ラッキョウ漬 しば漬風味酢漬<br>さくら漬 ハリハリ漬<br>小茄子辛子漬 高菜辛子漬<br>胡瓜ピクルス サワークラウト |
| 2) たくあん漬 | 塩押したくあん 干したくあん 刻みたくあん<br>つぼ漬 べったら漬                                                                                 |
| 3) 味噌漬   | だいこん味噌漬 きゅうり味噌漬 茄子味噌漬<br>山菜味噌漬 たまり漬                                                                                |

(参 考)

食品表示基準による農産物漬物の分類

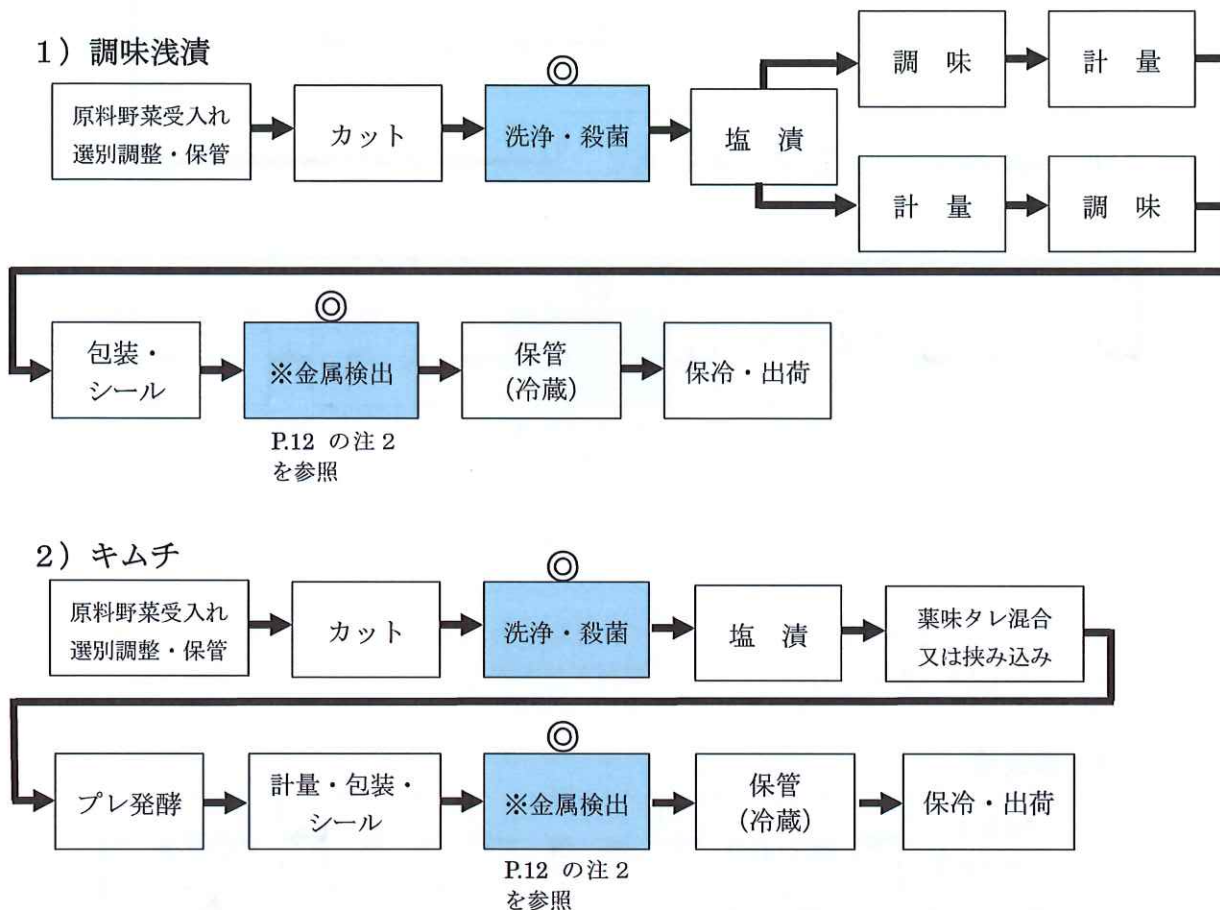
|                   |                                                                                                                                                  |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ぬか漬              | 1 ぬか類に砂糖類、塩等を加えたものに漬けたもの、2 1を砂糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け替えたもの、3 1を塩ぬかに砂糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬け替えたもの                                  |
| たくあん漬             | ぬか漬のうち、干しあげ又は塩押しにより脱水しただいこんを漬けたもの                                                                                                                |
| ・しょうゆ漬            | 1 しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの、2 しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの                                                                   |
| ふくじん漬             | しょうゆ漬のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はしその実若しくはごまのうち5種類以上の原材料を主原料とし漬けたもの                                          |
| ・かす漬              | 酒かす又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの                                                                                                                 |
| なら漬               | かす漬のうち、酒かす等を用いて漬け替えることにより、塩抜き又は調味したものを、仕上げかすに漬けたもの                                                                                               |
| わさび漬              | かす漬のうち、わさびの根茎、葉柄等を細刻したものを酒かす等と練り合わせて漬けたもの                                                                                                        |
| 山海漬               | かす漬のうち、農産物を細刻したものにかずのこ、あわび、くらげ等の魚介類又は海藻類を加えたものを、酒かす等からし粉、粉わさび等を加えたものと練り合わせて漬けたもの                                                                 |
| ・酢漬               | 1 食酢又は梅酢に漬けたもの、2 食酢又は梅酢に砂糖類、ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの                                                                                                 |
| ・塩漬               | 1 塩に漬けたもの、2 塩に砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの                                                                                     |
| 梅漬・調味梅漬           | 塩漬のうち、梅の果実を漬けたもの又はこれを梅酢若しくは梅酢に塩水を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）並びに梅漬を砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの                                          |
| 梅干・調味梅干           | 梅漬を干したものと並びに梅干しを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの又は調味梅漬を干したもの                                                                              |
| ・みそ漬              | みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの                                                                                                                  |
| ・からし漬             | からし粉にからし油、粉わさび、砂糖類、みりん等をくわえたものに漬けたもの                                                                                                             |
| ・こうじ漬             | こうじ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの又はこれにぶり、さけ等の水産物を加えて漬けたもの                                                                                         |
| べったら漬             | こうじ漬のうち、だいこんを漬けたもの                                                                                                                               |
| ・もろみ漬             | もろみ又はこれに砂糖類、しょうゆ等をくわえたものに漬けたもの                                                                                                                   |
| ・赤とうがらし漬<br>(キムチ) | 赤とうがらし粉、赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻、小切り若しくは破碎したものを加えたもの又はこれらににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類、だいこん以外の野菜、果実、ごま、ナッツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等を加えたものに漬けたもの |

(注) 前頁で分類された漬物は、本表の食品表示基準による漬物の分類に当てはめて、商品の一括表示枠中表示しなければなりません。

### 3. 漬物の製造工程（例）

【◎は重要な管理のポイント】

#### （1）包装後加熱殺菌しない漬物



#### 【管理のポイント】

※漬漬・キムチは、加熱の工程がなく、食中毒菌の汚染防止、増殖抑制のため、洗浄、殺菌、低温管理など、原料から製品までの一貫した衛生管理を行うことが大事です。

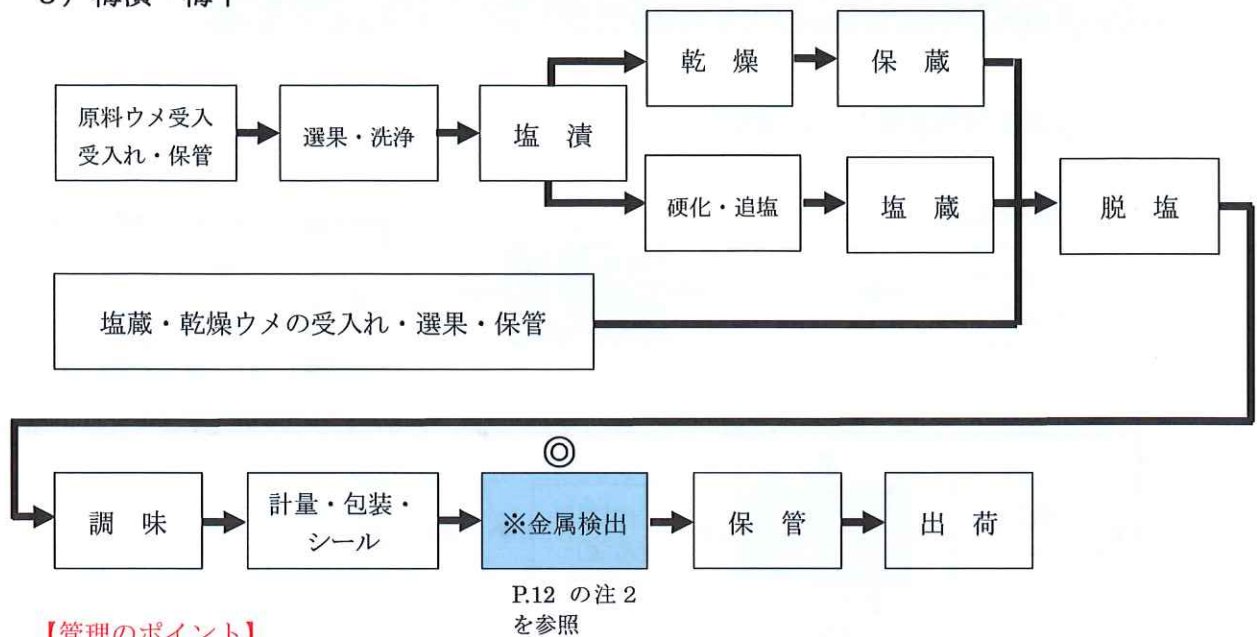
原料野菜の洗浄では、土砂、昆虫等の異物を除去した後、洗剤又は食品製造使用水を用いた流水で十分に洗浄して、各工程において微生物による汚染、異物混入がないように取り扱います。

原料野菜の殺菌では、次亜塩素酸ナトリウム溶液（100mg/l で 10 分間又は 200mg/l で 5 分間の浸漬）が推奨されますが、これと同等の効果を有する塩素系殺菌液や添加物として使用できる有機酸溶液等でも行えます。各製品の特性や原材料に適した殺菌方法を選択して行うことが大事です。

なお、海水を好む食中毒菌の腸炎ビブリオ菌が付着している恐れが多い生の水産物を使った器具・容器は、二次汚染の原因となるため塩分がある漬物の製造には使わないようにします。

また、茄子、きゅうりなどの原料保管は、低温障害を起して品質が大きく低下するので注意が必要です。

### 3) 梅漬・梅干

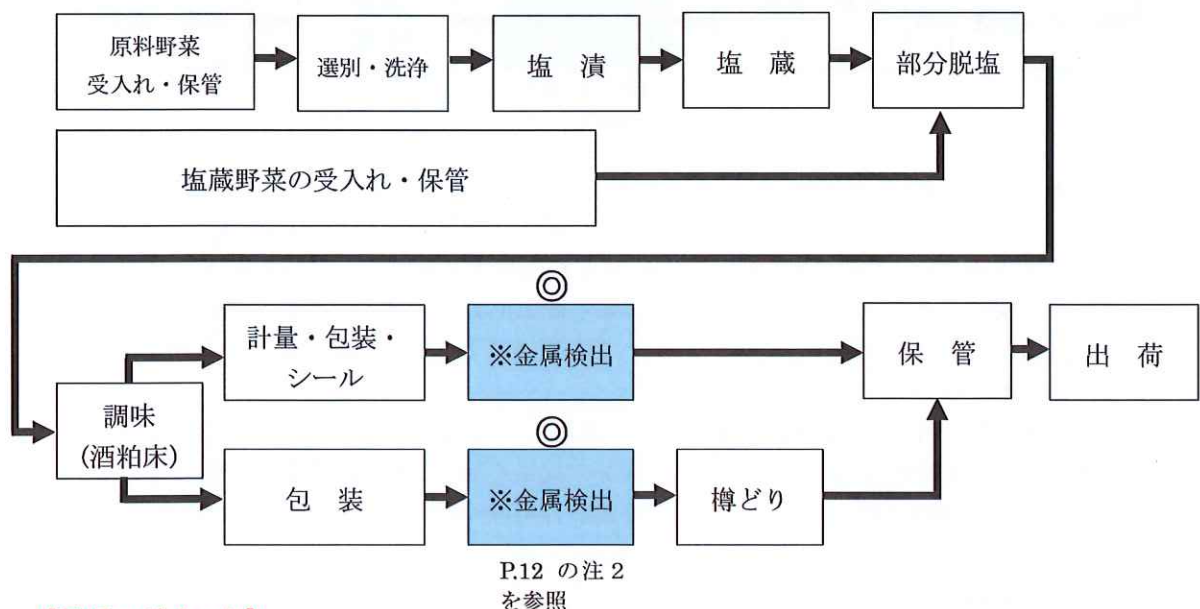


#### 【管理のポイント】

※梅漬・梅干は、有機酸が多いため pH が低く (pH4.0 以下)、塩分が高いため食中毒菌の増殖がないことから、製造工程中での殺菌等を行うなどの管理のポイントは設定していません。

なお、脱塩した梅で刻みや練り物を作り、低塩かつ pH4 を超えるものを製造する場合には、さらに必要な低温管理などを行う必要があります。

### 4) 奈良漬

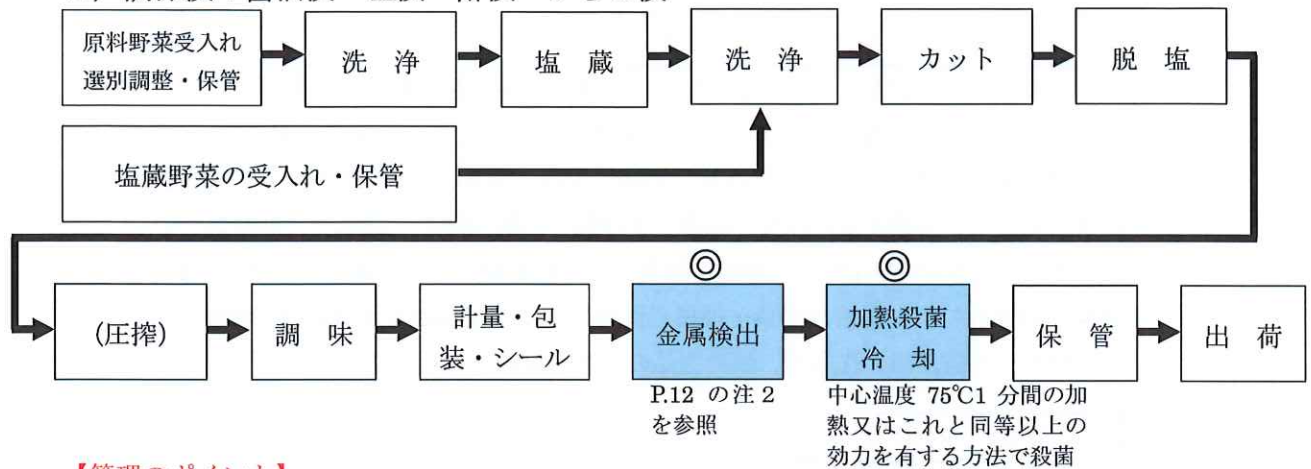


#### 【管理のポイント】

※奈良漬は、高塩度 (20%以上) の塩蔵ウリ等を、酒粕の付け替え工程を数回以上行って、完成品として一般的に、塩分 5%以下、アルコール分 3.5%以上、糖用屈折計示度 35 度以上となっています。殺菌力の強いアルコールがあり食中毒菌の増殖がないことから、製造工程中での殺菌等を行うなどの管理のポイントは設定していません。

## (2) 包装後加熱殺菌する漬物

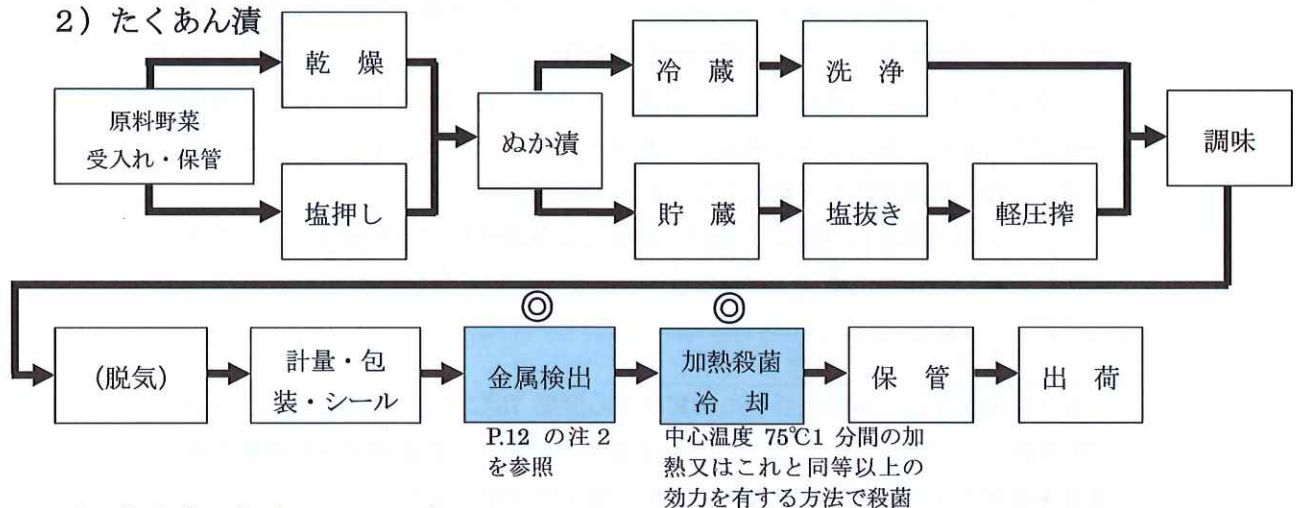
### 1) 調味漬：醤油漬・塩漬・酢漬・からし漬



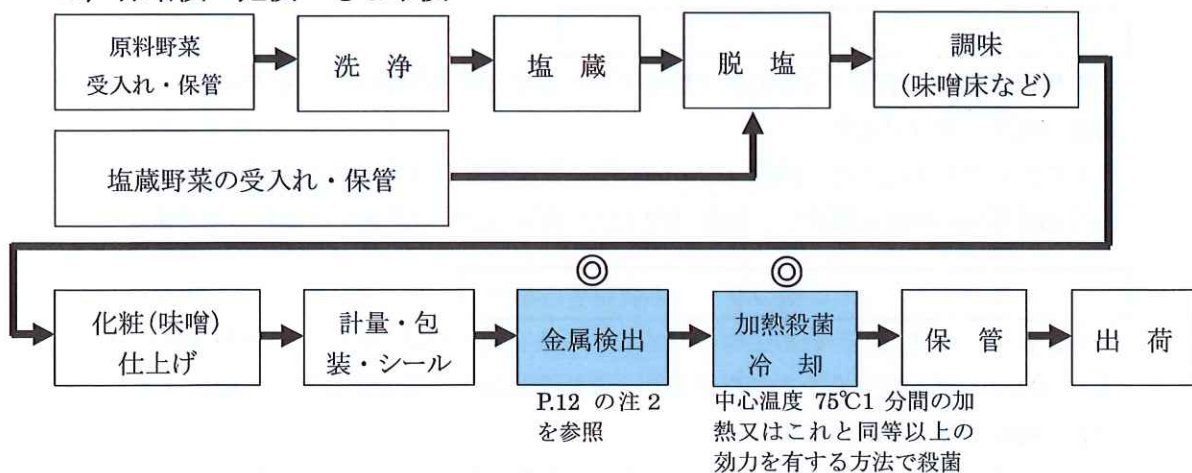
#### 【管理のポイント】

※酢漬においては、pH が低いため（pH4.0 以下）微生物の増殖が少なく非加熱の場合があります。

### 2) たくあん漬



### 3) 味噌漬・麹漬・もろみ漬



※この区分中、風味・肉質を損なわないよう低温管理、低温流通させるため、加熱・殺菌をしない漬物もあります。

## 重要な管理のポイントに係る注意事項

### (注1) 調味液による微生物汚染・増殖の防止

作業者は、加熱殺菌しない漬物に使用する調味液が、微生物（食中毒菌も含む。）に汚染されないよう調合・保管や充填の作業を注意して行います。調味液の調合では、①調味資材、使用水の清浄確認、②使用器具・容器の洗浄・消毒、③調合作業者の体調確認、正しい手洗い励行、手袋使用の作業、④蓋付き容器での調味液の一時保管（冷蔵が良い。）と調味液の使い切りに心がけます。特に、②及び③の微生物の二次汚染を防ぐ注意が必要です。調味液の充填では、①使用器具・機械の洗浄・消毒、②袋詰作業者の体調確認、正しい手洗い励行、手袋使用の作業で、漬物製品の二次汚染防止を行います。

### (注2) 異物除去について

作業者は、製造工程の全般にわたって、絶えず眼を光らせて（目視）、原料、仕掛品、製品の品質不良や健康被害を起こすような異物除去を行い、不良品の出荷がないようにしなければなりません。また、製造工程内での器具、機械の破損等による異物発生（特に刃こぼれ、ねじの抜け落ち、破損ガラス等）を防ぐため、作業中において器具、機械の点検、保守を行う必要があります。野菜の切断作業時に「ガリッ」「ガツッ」などの包丁やカッターの異常音があったときは、直ちに作業を止めて、刃こぼれ等があれば、裁断野菜の選別や廃棄を行わなければなりません。不良品や異物がどのようなものであるかを、作業者に教育、訓練して異物除去を徹底することも必要です。

なお、大量生産を行う製造工場は、目視による異物除去を見逃すリスクも考えて、さらに最終工程に金属検出機やX線異物検査機を備えている場合があります。

### (注3) 加熱殺菌後の冷却について

食中毒菌などは、容器包装後の加熱が中心温度 75℃以上・1 分間以上であれば、ほとんどが死滅しますが、なかには一部生存するものがあり、加熱殺菌後は細菌が増えやすい温度帯を避けるよう自然放冷でなく、直ちに流水で冷却します。

### (注4) 温度計の精度確認（校正）について

温度計は室温、殺菌・冷却温度を計るための重要な計測機器です。必要に応じて精度の確認（校正）を行います。

- ①砕氷した氷水に入れ、静置（約 1 分）後に表示温度が 0℃になることの確認
- ②沸騰蒸気の温度を測定し、静置（約 1 分）後に 100℃（沸点）になることの確認

### (注5) 保存料のソルビン酸カリウムを使用する場合

保存料は、流通販売時の微生物の増加による品質劣化を防ぐため、以下の漬物に使用できるのはソルビン酸カリウムのみであり、それぞれ以下の規定量を守って配合チェック表などで確認の上、使用します。

- ①かす漬、こうじ漬、塩漬、しょうゆ漬、みそ漬、たくあん漬（早漬け等を除く。）  
・・・・・・・・・・ 1.33g/kg 以下
- ②酢漬・・・・・・・・・・ 0.665g/kg 以下

## 4. 危害の原因物質と発生要因

HACCPでの危害要因には「生物的」「化学的」「物理的」の3種類があります。P9～12を基に衛生管理計画を作る際に参考としてください。

### ① 危害の原因物質

|               |                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------|
| 【 生物的危険原因物質 】 | 病原微生物<br>病原大腸菌(O157を含む)、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、ノロウイルス、腸炎ビブリオ等 |
| 【 化学的危険原因物質 】 | 農薬、食品添加物、洗浄剤、殺菌剤、石油類、可塑剤、印刷インク等<br>アレルゲン             |
| 【 物理的危険原因物質 】 | 硬質異物 : ガラス、木片、石、金属、プラスチック等                           |

### ② 危害の発生要因と管理方法

#### 【 生物的危害発生要因 】

| 危害要因            | 管理方法(例)                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| 従業員からの汚染        | 手洗いを励行する。<br>体調不良の者は、原材料や仕掛製品(半製品)に触れない。<br>検便を実施する。 |
| 洗浄不良による汚染       | 薬剤の濃度、洗浄時間、洗浄時の野菜の量を遵守する。                            |
| 殺菌不良による汚染       | 殺菌濃度、浸漬時間を遵守する。                                      |
| 加熱・冷却不良による増殖・汚染 | 加熱温度・時間を遵守する。加熱後速やかに冷却する。                            |

#### 【 化学的危害発生要因 】

| 危害要因                              | 管理方法(例)                                                      |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 農薬の残留                             | 契約栽培の場合、農家に農薬を正しく使うよう要請し、農薬の散布記録を求める。                        |
| 食品添加物の誤使用<br>・資材の間違い<br>・基準量以上の使用 | 納品された添加物は、メーカーに返品する。<br>基準量を超えないように計量し、確認をする。                |
| 作業場で使う薬剤の混入<br>・洗浄剤、殺菌剤           | 所定の場所を定めて保管する。<br>容器には、必ず内容物の表示をする。<br>薬剤の種類によっては使用する人を限定する。 |
| アレルゲン物質の混入                        | アレルギーを起こす原材料を管理する。<br>アレルゲン使用後は、機械、器具、ラインを洗浄する。              |

#### 【 物理的危害発生要因 】

| 危害要因                                      | 管理方法(例)                                                                                               |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 硬質異物の混入<br>・ガラス、木片、石<br>・プラスチック<br>・金属の混入 | 液体に混入したものは濾すことでの除去、固形物に付着したものは目視で除去する。<br>仕掛品(半製品)の保管中には、蓋をすること。<br>従業員が身に着けている装飾品は外す。<br>金属検出機を活用する。 |

## 5. 一般衛生管理のポイント

### (1) 日常点検

毎日、次の項目のポイントをチェックし、問題がある場合は対処内容を記入しましょう。（「一般衛生管理の実施記録」（P26）に記入） **記載例 P16**

#### ① 従業員の健康・衛生管理

| チェック項目                                | 参照頁 |
|---------------------------------------|-----|
| i 従業員に下痢、腹痛、発熱、吐き気・嘔吐などの症状がある者はいませんか。 | P17 |
| ii 作業着等服装は清潔に保たれていますか。                | P17 |
| iii 手指にケガをしている者はいませんか。                | P18 |
| iv 作業前、作業中の手洗いは十分に行っていますか。            | P18 |
| v 便所で履物を履き替えていますか。用便後の手洗いは十分に行っていますか。 | P19 |

#### ② 製造環境の衛生管理

| チェック項目                                   | 参照頁 |
|------------------------------------------|-----|
| i 作業場は整理・整頓されていますか。                      | P17 |
| ii 作業場の清掃は十分ですか。                         | P17 |
| iii 便所は清掃し清潔に保たれていますか。                   | P19 |
| iv 排水口は汚れていませんか。                         | P19 |
| v ネズミ、ゴキブリ、ハエ等の痕跡はありませんか。                | P20 |
| vi ゴミは指定された場所に置かれていますか。                  | P21 |
| vii 使用水は、食品製造使用水を使っていますか。                | P21 |
| viii 井戸水を使用している場合は、残留塩素は 0.1ppm 以上ありますか。 | P21 |

#### ③ 機械設備等の衛生管理

| チェック項目                  | 参照頁 |
|-------------------------|-----|
| i 機械・器具の清掃・洗浄は十分行いましたか。 | P20 |
| ii 機械・器具の破損はありませんか。     | P20 |

## (2) 定期点検

定期的に、次の項目のポイントをチェックし、問題がある場合は対処内容を記載しましょう。（「一般衛生管理の実施記録」（P26）に記載） **記載例P16**

### ① 従業員の衛生管理

| チェック項目                  | 参照頁 |
|-------------------------|-----|
| i 健康診断、検便を年1回以上実施していますか | P18 |

### ② 製造環境の衛生管理

| チェック項目                            | 参照頁 |
|-----------------------------------|-----|
| i 天井、壁、窓に汚れや破損はありませんか（月1回以上）      | P19 |
| ii 蛍光灯の清掃、点検は行いましたか（月1回以上）        | P19 |
| iii 作業場出入り口の防虫設備の点検は行いましたか（月1回以上） | P20 |
| iv 水道水以外の使用水の水質検査は行いましたか（年1回以上）   | P21 |

16

## 6. 一般衛生管理の説明

### (1) 「5 S 活動」

5S 活動は、食品の安全を確保していく上で基本となります。この活動の目的は「清潔」で、食品に悪影響を及ぼさない状態を作ることです。5S 活動を実行し、食品の製造環境と製造機械・器具を清潔にすることで食品への二次汚染や 異物混入を予防することができます。

#### 5 S とは（毎日の欠かせない活動）

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 整 理 | 要らない物を撤去する。                |
| 整 頓 | 置く場所を決め、管理する。              |
| 清 掃 | 汚れない状況にする。                 |
| 清 潔 | 整理、整頓、清掃ができていて、綺麗な状態を保つ。   |
| 習 慣 | ルールを伝え、ルール通りに実施することを習慣化する。 |

### (2) 従業員の衛生管理

#### ①人の衛生

食品を取り扱う従業員自身が汚染源となり、食品を汚染させることによって食中毒事故が発生する可能性があります。従業員の清潔維持や健康管理は大切です。

#### 体調不良

- ・下痢、腹痛、発熱、吐き気・嘔吐、発熱を伴うのどの痛みなどがある
  - ・家族に同様の体調不良者がいる
- 上記に該当する人は、責任者に必ず報告し、指示を受けるようにしましょう。

責任者は体調不良者がいる場合の対応策をあらかじめ用意し、従業員に的確に指示できるようにしておきましょう。自身の体調不良はもちろんですが、家族に体調不良者がいると、自身に症状がなくても保菌者となっていることがありますので注意が必要です。

#### 対応策

- ・責任者は体調不良の概要、指示内容を記録する。
- ・体調不良者には製造作業などに従事させない。
- ・下痢などの症状を呈している場合は、体調回復後に検便を行い、保菌していないか確認したうえで従事させる。

## 手指の傷など

- ・手指にケガをしている
- ・ひどい手荒れ

上記に該当する人は、次のような対応をとり、責任者に報告しましょう。

手指の化膿している傷が原因となる食中毒菌として、「黄色ブドウ球菌」が挙げられます。皮膚や鼻・のどの粘膜、化膿した傷口に広く分布しています。黄色ブドウ球菌が出す毒素（エンテロトキシン）は熱に強く、加熱しても毒素は残り食中毒を起こします。

### 対応策

- ・ケガをしたままで製造作業に従事しない。
- ・従事する場合は、傷口の手当をしっかり行った後、手袋を着用し、傷口からの汚染を防ぐ

## 定期的な検便や健康診断の実施

- 健康診断（1年に1回以上）の実施 パートタイマーについても一定期間・一定時間以上従事する場合は、常勤者と同じ健康診断が必要です。
- 定期的な検便の実施  
腸管出血性大腸菌等を実施しましょう。

## ②手洗い

手洗いは食品衛生の基本です。手洗いを怠ると食品への二次汚染を起こす可能性があります。

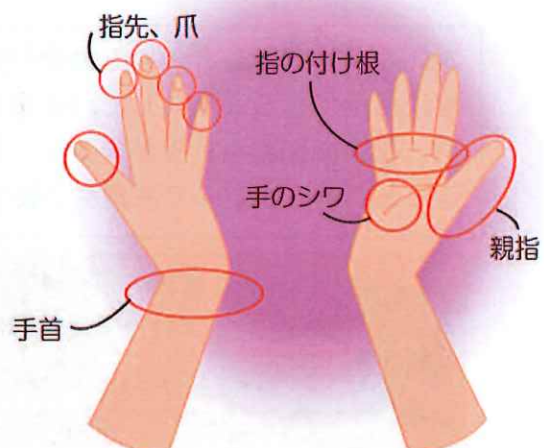
### 人の手は微生物でいっぱい

手はいろいろな場所に触れるため、さまざまな汚れや微生物が付着しています。正しい手洗いで衛生的に保ちましょう！

手洗いは後は布製タオルで手を拭いてはいけません。汚れたタオルを使うとせっかくきれいになった手を再度汚すことになります。ペーパータオルで乾燥させるようにしましょう。

### 洗い残しに注意！！

○で示した箇所が洗い残しの多い部分です。



### (3) 製造環境の衛生管理

#### ①施設の衛生管理

食品の製造環境は、清掃不足によるカビの発生や埃の蓄積による食品への二次汚染によるハエ・ゴキブリ等の発生・混入などを起こさないよう清潔に管理しましょう。

##### 床

- 床が破損していたり、水たまりがあったら補修しましょう。
- 作業場は水を多く使用するので、作業が終了したら 毎日、洗浄剤、消毒液を用いて洗浄消毒しましょう。
- 排水溝がある場合は目皿に破損がないかを確認、補修しましょう。
- 排水溝は毎日掃除する。目皿の裏側もよく洗浄しましょう。

注) グリストラップを設置している場合は、食品原材料の残渣や油分が溜まり、細菌が増殖しやすい環境になるので、毎日清掃しましょう。

##### 天井

- 汚れに注意し、定期的に清掃しましょう。

##### 壁と窓

- 壁は床から 1m の高さまでは毎日掃除しましょう。
- 壁の破損を確認したらすぐに補修しましょう。
- 壁に汚れはないか、網戸は破れていたり、破損していないか点検しましょう。
- 窓枠の内側に不要物品を放置していないか点検しましょう。

##### 照明器具

- 定期的に清掃しましょう。
- 蛍光灯は、照度が落ちたら新しい物と交換しましょう。
- 天井から吊るしてある構造のものは、器具全体も清掃しましょう。

注) 照度は作業台面で 350 ルクス以上、その他の場所で 150 ルクス以上。

##### 便所

- 便所は毎日清掃、また汚れた時はその都度清掃しましょう。
- 便所を使用する時は作業靴を履き替えて、履物は便所専用のものを使用しましょう。
- 石けん、消毒液をいれるタンク、ペーパータオル等を常備しましょう。

トイレの衛生管理は、あらゆる汚染源となり得るので靴の履き替えなどを含め清潔にしておく手順を明確にしておく必要があります。

## ②食品取扱設備等の衛生管理

食品を製造する機械・器具は食品への二次汚染を防止するために洗浄、部品や破損した破片などが混入しないように管理しましょう。また、使用する洗剤はリスト化し、保管場所や使用する目的や方法、容量を決定し、小分けする場合は容器に内容名を表示しておきましょう。

## ③ネズミ及び昆虫対策

ネズミ及び昆虫などの有害生物が製造環境内へ侵入や発生することで、二次汚染や異物混入を起こさないように管理しましょう。

### ネズミ

- ゴミや餌になるような物を作業場内に残さないようにしましょう。
- 作業場内の整理整頓、清掃をして巣になる場所をつくらないようにしましょう。
- 出入り口、窓、壁、天井、排水溝から侵入できないよう対策をとしましょう。  
(例) 壁に穴や破れはないか、天井に巣をつくっていないか、排水 溝の目皿に問題はないか。

### ハエ

- 出入り口、窓の網戸、その他侵入できる隙間を塞ぎましょう。
- 排水溝は常に清掃し、ハエが発生できないように心がけましょう。

### ゴキブリ

- 侵入場所を塞ぎましょう。
- 冷蔵庫の上や戸棚の中など、巣になりやすい場所は、常に清潔にしておきましょう。  
注1) 侵入、発生を発見したら
  - ・直ちに応急措置を講じる。
  - ・専門業者に依頼して施設の補修、あるいは駆除を行う。
  - ・専門業者に依頼した場合は実施記録を1年以上保管する。注2) 施設の周辺、ゴミ置き場等は常に清掃し、必要に応じて消毒する。

## ④廃棄物及び排水の取扱い

廃棄物による食品への汚染がないように管理するとともに、施設周囲の環境に悪影響を及ぼさないように管理しましょう。

## 排水

- 浄化槽を設置している場合は、専門業者に委託して、定期的にメンテナンスと点検を行い、記録は1年以上保管しましょう。

## 廃棄物

- 生ゴミは、蓋付き容器に入れて作業に影響のない場所に保管し、搬出します。

### ⑤使用水等の衛生管理

食品取扱施設で使用する水及び氷は食品製造用水を使用することとなっています。使用する水には水道直結式、水道水で貯水槽を介するもの、井戸水など施設ごとに様々なので、状態に応じて管理しましょう。

#### A. 残留塩素の測定

水道水以外の水を使用する場合は、残留塩素の測定を作業開始前に行いましょう。(0.1ppm 以上)

#### B. 水質検査

水道水以外の水を使用する場合は水質検査を年に 1 回以上行い、成績書は1年以上保管しましょう。

#### C. 貯水槽の清掃

貯水槽の設置施設では定期的に清掃を行う。清掃時には水質検査を実施しましょう。

### ⑥食品等の取扱い

原材料の取扱いや食品の取扱いを丁寧に行うことで、二次汚染や菌の増殖、異物混入を起こさないように管理します。

## 原材料の受け入れ

原材料の受け入れ時や保管時に注意しなければならないことを確認しましょう。搬送に使用した容器を作業場などの清潔な区域へ持ち込まないことも大切です。

#### 【原材料の受け入れ（検収）時の確認事項】

##### ■状態の確認

- ・外箱に異常はないか（包装の破れ、液もれなど）
- ・商品名や数量など注文したものが納品されたか  
(数量が違うとき（多いとき、少ないとき）は気をつけましょう)。
- ・製品の汚れ、いたみなど異常がないかを確認しましょう。
- ・入荷時間や異臭・色調などの五感の検収も重要です。

#### (4) 記録の必要性

なぜ記録が必要か？

作業中に記録をつけるということは非常に大変な作業です。しかし、食品事故やクレームがあった時や責任者による確認の時などに衛生管理の記録があると、「どこに問題があったのか、なかったのか」が素早く確認できます。また問題となるロットの確定も容易です。いい加減な記録だった場合には、これまでの記録も信用されず、すべてが無駄になってしまいます。記録の意味を理解して、記録のための記録にならないよう、漏れのない正しいチェックを心がけましょう。

#### 準備しておきたい記録類（例）

| 必要な記録             | 必要な情報                                     | 記録名                                              |
|-------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 原料等の仕入れに関する記録     | 原料等の仕入れ元の住所、電話番号などを記載した名簿やリスト、仕入れ年月日の記録など | ・受入チェックリスト等                                      |
| 食品の製造・加工、販売過程での記録 | 保管温度、作業時間、配合した記録など                        | ・原料受入表又は受入伝票<br>・温度チェック表等                        |
| 施設の衛生状態の記録        | 衛生管理に係わる自主点検記録、検査結果の有無および成績書              | ・床、排水溝およびトイレ清掃・保守点検記録<br>・水質検査記録<br>・衛生害虫等の駆除記録等 |
| 従事者についての記録        | 従事者の健康状態、検便等、健康診断の実施状況の確認など               | ・健康管理記録表<br>・講習会受講、衛生教育記録等                       |

## (5) 食品取扱者の教育・訓練

食品取扱者の教育・訓練は「安全」を確保するために決めたルールを守ってもらうため必要です。たびたび起こる食品事故の原因を調べると、作業の慣れによる油断や無知からくる判断の誤りなどがあり、必ず「人」が関係しています。できる限り「食品安全」について知りえる環境を整えましょう。

| 教育方法      | 内 容                    | 方 法                                                   |
|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1. 掲 示    | 「食品安全」についての資料を掲示・周知する。 | 新聞記事や業界情報などを切りぬきして掲示する。                               |
| 2. 朝 礼    | 朝礼に合わせて5分程度の申し送りをする。   | クレーム発生時や上記情報の周知。または5Sなどの一言集の読み合わせなどです。                |
| 3. 計画的勉強会 | 約30分から1時間程度の勉強会を行う。    | 責任者が手洗いや異物混入防止などテーマを設けて実施します。行政が実施するセミナーへ積極的に参加しましょう。 |

## (6) 保健所への報告

消費者等から、製品に係る異味・異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながる恐れが否定できないものを受けた場合は、所轄の保健所等へ速やかに報告しましょう。

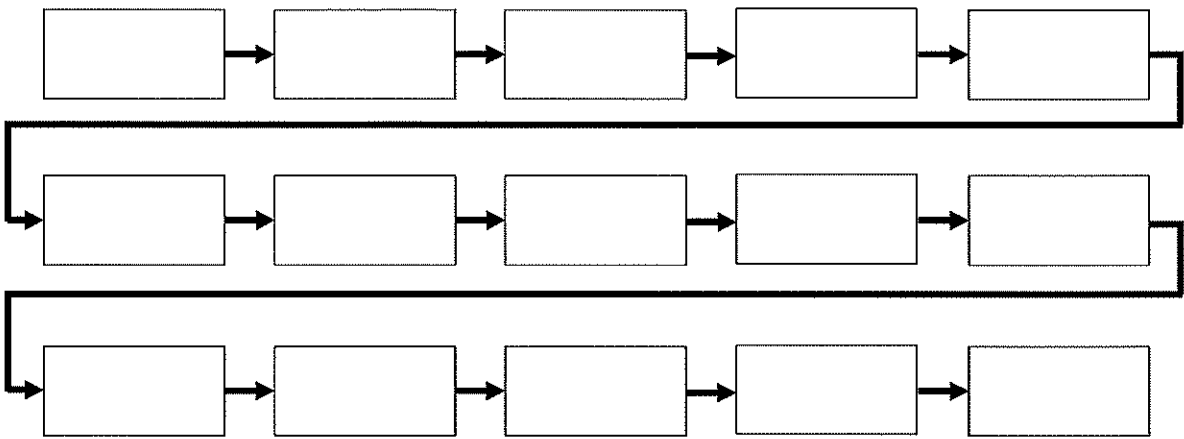
また、緊急連絡網を作成し、緊急時に連絡が取れるようにしておきましょう。

## Ⅳ 様 式

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 1. 農産物漬物製造における衛生管理計画                        | P25 |
| 2. 一般衛生管理の実施記録表（日常点検）（定期点検）                 | P26 |
| 3. 参考帳票例                                    |     |
| ①原料受入表（原料受入工程の参考帳票）                         | P28 |
| ②温度チェック表（保管・仕掛品（半製品）の冷蔵、製品の冷蔵保管<br>工程の参考帳票） | P29 |
| ③洗浄・殺菌記録（洗浄・殺菌工程の参考帳票）                      | P30 |
| ④加熱・冷却記録（包装後の加熱殺菌・冷却工程の参考帳票）                | P31 |
| ⑤金属検出機確認記録（金属検出工程の参考帳票）                     | P33 |
| ⑥調味液作成確認シート（調味液配合工程の参考帳票）                   | P34 |
| 4. 参考マニュアル                                  |     |
| ①手洗いマニュアル                                   | P36 |
| ②入室身だしなみ手順                                  | P37 |

※ なお、一般衛生管理の実施記録項目や参考マニュアルは、拡大して作業場に掲示するなどの活用も考えてください。

農産物漬物製造における衛生管理計画

|                                                                                                                                   |                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1. 事業所名                                                                                                                           |                                                                   |
| 2. 製造品目                                                                                                                           |                                                                   |
| 3. 工程表                                                                                                                            | ※自社の製造工程について、P. 9～12 の漬物の製造工程例を参考にして工程表を作成し、重要な管理ポイントに「◎」をつけて下さい。 |
|  <p>※◎印は、重要な管理のポイント</p>                        |                                                                   |
| 4. 一般衛生管理のポイント (P14～16 参照)                                                                                                        |                                                                   |
| <p>① 日常点検<br/>(従業員の健康・衛生管理、製造環境の衛生管理、機械設備等の衛生管理)</p> <p>② 定期点検<br/>(従業員の健康・衛生管理、製造環境の衛生管理)</p> <p>※一般衛生管理の実施記録表により確認、記録して下さい。</p> |                                                                   |
| 5. 重要な管理のポイント (P 9～12 参照)                                                                                                         |                                                                   |
| <p>1. 重要な管理工程のチェックポイントを記入して下さい。</p><br><p>2. 不適切な場合の改善措置をあらかじめ決めて記入して下さい。</p><br><p>3. 確認・記録<br/>関係帳票類(P27～参照)により確認、記録して下さい。</p>  |                                                                   |

[illegible]

## 参 考 帳 票

次頁以下に添付している参考帳票例は、書式例であり、各社で既に使用している記録様式や伝票類がある場合は、それを活用し記録をしてください。

なお、すべてこの記録様式に統一する必要はありませんが、不足分を新たに作成する場合は、この記録様式を参考として下さい。

## 原料受入検査表

年 月

[illegible]

# 温 度 チ ェ ッ ク 表

年 月

|                                            | 確 認 時 間 |       |       | 確認者 | 備 考 |
|--------------------------------------------|---------|-------|-------|-----|-----|
|                                            | 8:00    | 13:00 | 17:00 |     |     |
| 1日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 2日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 3日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 4日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 5日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 6日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 7日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 8日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 9日                                         | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 10日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 11日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 12日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 13日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 14日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 15日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 16日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 17日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 18日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 19日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 20日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 21日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 22日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 23日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 24日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 25日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 26日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 27日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 28日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 29日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 30日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| 31日                                        | ℃       | ℃     | ℃     |     |     |
| <特記事項>各温度は〇〇℃以下であること。異常が生じた場合には、上司に報告すること。 |         |       |       |     |     |

## 年 月

〈特記事項〉

- 30

## 連續式殺菌機溫度・時間確認記錄表

[illegible]

### ＜特記事項＞

①殺菌温度は、投入開始前、終了後は殺菌槽から最後の製品が出た直後の温度を記入すること。

②10cmに掛かる時間は、殺菌時間が20分なら〇〇～〇〇秒・25分なら〇〇～〇〇秒になるように調整すること。

殺菌速度の設定は、前回の設定を目安にすること。

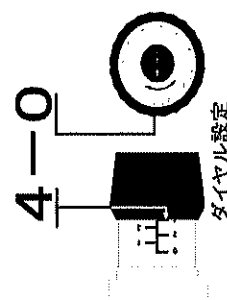
※10cmに掛る時間は殺菌機ベルトコンベヤが10cm進むのに掛る時間です。10cm進む時間を計り、お湯の中を進む

距離から殺菌時間を計算し確認します。

③殺菌温度、殺菌時間に異常が生じた場合は、上司に報告すること。

④殺菌機の設定に問題がないことを確認者に確認してから、作業者は投入作業を開始すること。

⑤合否判定が否の場合の是正等の内容を備考欄に記入すること。



ハッチ式殺菌機殺菌温度・時間確認記録表

[illegible]

△實地品査△

①殺菌時間、殺菌温度は規格値を記入すること。

②殺菌時間と温度は実数を記入すること。

③殺菌温度、殺菌時間を逸脱した場合は、速やかに上司に報告すること。

※合判定が否の場合の是正等の内容を備考欄に記入すること。

## 金属検出機テストチェック表（製品アイテム別）

年 月 確認日： 年 月 日 確認者：

[illegible]

＜特記事項＞

- ①検出機を製造する商品の設定Noに合わせ設定Noの欄に記入すること。
- ②検出機へテストピース(Fe、Sus)を通し、テストピース(Fe、Sus)が検出されることを確認し、テストピースサイズを各記入欄に記入すること。
- ③検出されなければ設定を行い、必ず検出する事を確認してから作業を開始すること。
- ④検査頻度は、作業開始時に必ず実施開始時間欄に記入すること。作業中に実施した場合は行を替えて開始時間欄に記入すること。
- ⑤作業終了時の検査で不検出の場合は製造した全ての製品を再度金属検出機に通し確認すること。
- ⑥反応した製品は、誤作動の可能性もあるため再度金属検出機に2度通し、反応が無ければ良品としてみなし処理する。
- ⑦反応のあった製品は、良品と隔離し製造を止め現物を確認すること。
- ⑧金属片が発見された場合は、混入原因の追究を行い改善する。安全が確認できるまで製造をとめること。

| 調味液作成確認シート(例)                         |             |                 |     |                       |        |        |  |
|---------------------------------------|-------------|-----------------|-----|-----------------------|--------|--------|--|
| 製品名                                   |             |                 |     |                       | 保存料    | 有・無    |  |
| 日付                                    |             | 年 月 日 am . pm : |     |                       | アレルギー  | 有・無    |  |
|                                       |             | 総 量             |     | L 中                   |        |        |  |
| 投入<br>順番                              | 名 称         | アレルギー<br>種類     | 量 目 | 用<br>意                | 投<br>入 | 備 考    |  |
| 1                                     | * ソルビン酸カリウム |                 | g   |                       |        | 使用基準あり |  |
| 2                                     | 食 塩         |                 | kg  |                       |        |        |  |
| 3                                     | 醸 造 酢       |                 | ml  |                       |        |        |  |
| 4                                     |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 5                                     |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 6                                     |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 7                                     |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 8                                     |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 9                                     |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 10                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 11                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 12                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 13                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 14                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 15                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 16                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 17                                    |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 終了時間                                  |             | am . pm :       |     | 作成者                   |        | 承認者    |  |
| 〔特記事項〕                                |             |                 |     |                       |        |        |  |
| 使用基準                                  |             |                 |     | ～アレルギー表示義務7品目について～    |        |        |  |
| * ソルビン酸カリウム・・・0.665g/kg以下(製品中)[酢漬の場合] |             |                 |     | (卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに) |        |        |  |
| 1.33g/kg以下(製品中)[かす漬、こうじ漬、塩漬、しょう油漬、    |             |                 |     | 上記成分を含む添加物、原材料はアレルギー  |        |        |  |
| みそ漬、たくあん漬、(早漬等は除く)の場合]                |             |                 |     | 種類の欄に記入し他の製品にコンタミしない  |        |        |  |
| 最終仕上がり塩分 ○○±○○%                       |             |                 |     | ように管理すること。            |        |        |  |
| ※投入順番は遵守すること                          |             |                 |     |                       |        |        |  |

## 参考マニュアル

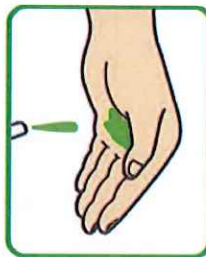
次頁以下に添付している参考マニュアルは、拡大して作業場に掲示するなど活用をしてください。

# 手洗いマニキュアル

①マニキュアルを見る。②洗うところを意識する。③よくすすぐ。



①手指を水でぬらす。



②石鹸を適量、手の平に取り出す。



③手の平と手の平を10回すり合わせ良く泡立てる。



④指先ともう片方の手の平でもみ洗う。(両手10回)



⑤手の甲をもう片方の手の平でもみ洗う。(両手10回)



⑥指を組んで両手の指の間を10回もみ洗う。



⑦親指をもう片方の手で包みもみ洗う。(両手5回)



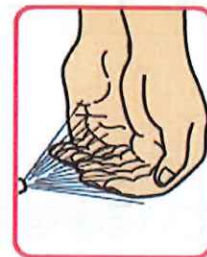
⑧両手首を5回ずつまわしながら丁寧にすすぐ。



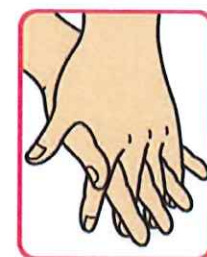
⑨流水で良くすすぐ。



⑩ペーパータオルでよく水気を良くふき取る。



⑪アルコールを手に取る。(スプレー1プッシュ)



⑫乾くまで手をもみ、擦り込み終了。

手洗いをしそこないやすい部位



● しっかりと手洗いをしそこないやすい部位  
● やや手洗いをしそこないやすい部位

食品衛生の基本は、「手洗いに始まって、手洗いに終わります」  
今日も手洗いをあいけとう！

全日本漬物協同組合連合会

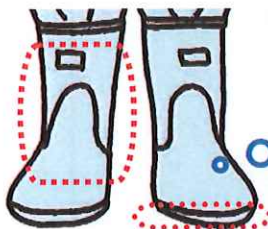
# 入室身だしなみ手順

## ① 正しい服装の確認

- 髪が帽子からはみ出していないですか？
- マスクをきちんと着用していますか？
- 作業着・帽子は清潔ですか？
- 装飾品を身につけてはいけません。
- 作業着の下に、セーターなど毛類の服を着ないようにしましょう。
- 爪は短く切ります。
- 時計、指輪、マニキュア等をつけてはいけません。
- 清潔なはきものを履きましょう。
- 外履きと衛生区域内の長靴は区別しましょう。

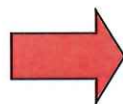


## ② 長靴の洗浄

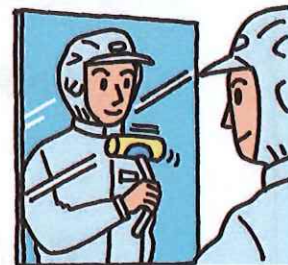


常に清潔な  
長靴を心が  
けましょう。

足洗マットで長靴底面を。  
専用スポンジで長靴表面の  
汚れを落とします。



## ③ ローラー掛け



毛髪やホコリを持ち込まないよう、  
粘着ローラーで落とします。

鏡でよく確認しましょう。  
皆さんで互いに掛け合しましょう。

漬物製造におけるH A C C Pの考え方を取り入れた  
安心安全なものづくり  
(小規模事業者向け衛生管理の手引書)

平成30年3月 初版発行

発 行 全日本漬物協同組合連合会

本手引書の著作権は全日本漬物協同組合連合会及び一般財団法人食品産業センターに帰属します。

本手引書は、改変や商用利用する場合を除き、自由にご利用いただけます。